

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市保育所管理規則第9条 盛岡市子ども・子育て支援法施行細則第12条第2項	利用者負担額の減免	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

次の各号のいずれかに該当することにより支給認定保護者が利用者負担額を負担することが困難であると認めるときは、利用者負担額を減免する。

- (1) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (3) 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用者負担額を減免することについて公益上の理由があること。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。